

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2015年6月10日）

第157号（2014年度・第14号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp



今号はそれぞれ組合員・教職員の方からの投稿・寄稿を得ての紙面としました。「編集部」では、一昨年秋の組合大会以来、「毎月一回」を目標に時々の内外の話題、組合のとりくみを紹介してきましたが、全体として「組合執行部ニュース」の域を出ないものとなっているとのそしりは免れませんでした。

そこで今回は、トピックであっても出来るだけ多くの方に登場いただけることを重視しての編集としました。読者の皆様におかれては、感想・ご意見はもとより新たな投稿等いただければ幸いです。よろしくお願いします。（編集子より）

年金機構問題とマイナンバー問題と

～基本4情報含む125万件の年金情報流出に思う（情報通 T 生）～

日本年金機構から125万件以上の年金情報が漏洩したと報道された。誰が何の目的で攻撃をしたのが、今のところわからない。おそらく日本年金機構の監督体制への批判やら、その先にあるマイナンバー導入の是非へ議論は発展していきだろうし、発展していかなければおかしい。

マイナンバー制度の利害得失と問題点については稿を改めるとして、大方の批判は覚悟の上で、取り急ぎ次のことを指摘しておこう。

これまで個人情報やプライバシー情報の漏洩が問題になったとき、記憶に新しいベネッセからのそれと同じく、欲にかられ情にほだされた人が、自分の権限でデータベースにアクセスして漏洩させた事例が大半である。また、ソフトウェアの脆弱性が衝かれた事案にしても、つまるところ、適切な対策を施していなかった「人」の側の問題である。

閑話休題、オレオレ詐欺をはじめとする「特殊詐欺」の被害が後を絶たない。犯行グループの手際の良さと組織性には、言葉は悪いが舌を巻く。それにひきかえ、被害者はというと、年金制度の先行き不安から投資話に乗せられてしまったり、ひとりぼっちの寂しい暮らしにあって孫子の苦境を聞かされて動揺して、といった実にたわいないところから悲劇が始まっている。ここで考え合わせるに、ついウィルス付きの添付ファイル、しかも「厚生年金基金改革（試案）への意見」という題名にピンと来て（来なかったら、そっちの方がよほど職務怠慢だ）クリックした職員を、簡単に「たるみ」と非難することができるほど人間は完璧ではないはずだ。

誰もが陥る心のこんな隙間、いわゆるサイバー攻撃の発端はそこにあることが非常に多く、漠然と想像するように「凄腕のハッカー」でなくても、誰でもサイバー攻撃者になりうるし、逆に誰もが被害者になりうるのである。これら問題を批判する者は、ここを見落としはならないし、ここを見落としたマイナンバーの「制度設計」は最初から欠陥品の疑いを免れない。



マイナンバー（社会保障・税番号）制度とは？

今回、ようやく脚光を浴びることになりメディアでも問題点の指摘などが行われているものの、制度の実際を大多数の国民が認識していない「マイナンバー制度」とはいったいどのような「制度設計」な

のでしょうか？

安倍内閣が今年10月からの本格実施を前提に進めている制度で、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている国民全員（赤ん坊から！）に生涯変わらないマイナンバー（12桁の数字）を割り振り、いずれは、「年金、医療、介護、雇用・納税・給与等の情報」を国が一括管理しようとするものです。

政府は「行政手続きが便利になる」として導入を急ぎ、10月には住民登録者全員に「マイナンバー通知カード」を市区町村から郵送し、2016年1月からは年金手続き等でマイナンバー使用を開始するとしています。

内閣府調査では、プライバシー侵害の恐れが32.6%、個人情報不正利用被害の心配が32.3%等と、「特に不安がない」の11.5%を大きく上回っています。

これまで、それぞれの制度ごとに管理されていたものがマイナンバーで大量の個人情報の「かたまり」になり、それが流出する可能性があることは、すでに「社会保障番号」を導入しているアメリカでは個人情報の大量流出・不正使用が大問題になっていることから明らかではないでしょうか。



投稿/今更ですが、「君が代は・・・」

～文部科学省の国立大学に対する「国旗・国歌要請」に思う

池上敏（山口大学教職員組合副委員長）

周知の日本国歌とされている「君が代」の冒頭であるが、これは「君が代は 千代に八千代に さざれ石の いわをとなりて 苔のおすまで」という古今集所収の詠み人知らずの和歌である。この歌には成立事情等を説明する詞書きが無いために、詳細はつまびらかではないが、この和歌中の「君」とは当然ながらこの和歌を奉られた人であり、奉られた人の世、人生、寿命が長きことを言祝ぐもので、簡単な解釈をすれば「貴方の寿命（一説ではめでたき時）が長く、例えば浜辺の小さな石が大きな岩になる位の長い年月でありますように」という、一般的な長寿を言祝ぐ、賀の席での歌としてふさわしい、めでたき内容であり、古来よりの日本の「言霊の幸はふ」国としての伝統に則っている。

それがどうして「君」は天皇を指し、「天皇制がいつまでも続き」ますように・・・と解釈を強制されるのか？当然ながらその方が自分にとって、あるいは自分の属する集団にとって都合が良い、あるいは自分の、自分たちの利益になる、と考える人が居たからであり、また現に居るからである。「しからばそのような人とはどのような人か？」という問題に対する答えは前者では簡単に明治の薩長政権とその取り巻きと言えるが、現在において都合の良い人を名指しすることは一先ず置くとして（答えは回答者によって様々であろうし・・・）「君が代」の歌が古今集に採られた事情を推察すればそもそも「君が代」の「君」を天皇とすること、「君が代」が天皇の御代とすることは曲解であり、それだけでも大きな問題と言わねばなるまい。さらに「この『君=天皇』としている国歌を国民に強制する」という行為そのものが日本国憲法の「思想・信条の自由」の精神から逸脱していることは明白であり、このような認識をこそ常識にするべきではないか、と筆者は考えている。「思想・信条の自由」は「この日本国に生まれた人に対しては無条件で保証されるべき基本的人権の根幹をなすもの」であり、これに何らかの制約や条件を付けようというのは大日本帝国憲法下の戦前となんら変わらない暴挙なのである。

十年程前に石原慎太郎・元東京都知事が出した通達を初めとして、近頃の文部科学省の態度、ならびにその政策を牛耳っている自民党政権の動きは、歴史的な成立事情や正統的な解釈などはどうでも良く、ただただ自分たちにとって都合の良いように国民を誘導したい、いやもっと厳しく言えば、政治的な強権状態を現出し、政権の恣意的なアピールの道具に利用してやるという態度、その一点に尽きる。

日本は全く以ていつからこういう国になってしまったのか、嘆きとため息の尽きない今日この頃であるが、せめて「国旗を掲げる自由と共に国旗をあげない自由も、国歌を歌う自由と共に歌わない自由を」保証されるべき世の中であって欲しい、と願っている。

全大教中四国地区教研集会に参加～四国の玄関口高松へ



5月30日(土)～31日(日)に香川大学(高松市)で、第26回中国四国地区教職員研究集会が開催され、山口大学教職員組合からもレポート3本を携えて4名が参加しました。初日には全大教長山書記長(左の写真、演台の人)の「THE 団体交渉」とする講演が行われた他、各大学から13本のレポートも出される等、充実した二日間となりました。以下、参加者の一言感想です。

大会のテーマは、「法人化以降の団体交渉・成果と課題」で、記念講演は全大教長山書記長による、「THE 団体交渉～組合の強化を目指して～」で、レポートの約半数が単組の団体交渉に関するもので、単組の団体交渉の様子が良くわかるものでした。

大学によっては、当局の姿勢が悪く、組合の団体交渉にに応じていないところもありました。

これは、労働組合法第7条、「使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない(第1号略)2 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。」にあたり、いわゆる「誠実交渉義務違反」であり「不当労働行為」となるものです。法律を学ぶことの大切さを再認識しました。
(教研参加 U生)



2016年教研は山口大学が担当して開催!

来年は山口大学教職員組合が中四国地区教職員研究会の開催担当校です。充実したレポートと沢山の参加者で中四国の皆さんをお迎えしましょう。

憲法審査会(6/4)、参考人の憲法学者3名揃って「違憲表明」

～「安保法制は合憲」という憲法学者は極めて少数、探すのが困難!

すでに新聞報道等で御承知のとおり、6月4日開催の衆議員憲法審査会で参考人の憲法学者3名全員が集団安全保障法案を「違憲」との認識を表明しました!

民主党推薦の慶応大学小林名誉教授は「海外に戦争に行くというのは憲法9条違反、露骨な戦争参加法案だ」と、維新推薦の早稲田大学笹田教授は「従来の政府の憲法解釈を踏み越えており違憲、後方支援と兵たんのとことで一番大きな疑問を感じる」とそれぞれ表明。

さらに、自民・公明等推薦の早稲田大学長谷部教授までもが「集団的自衛権が許されると言うのは憲法違反、自衛隊の活動が外国の軍隊の武力行使との一体化になる恐れが極めて強い」としました。

政府・与党に衝撃が走る中、菅官房長官は「合憲だという憲法学者は何人もいる」等と取り繕いましたが、6月3日には憲法学者172氏による「安保関連法案反対」「廃案を求める」声明(4面参照)が発表されるなど多くの憲法専門家の意思表示も始まっています。その一方インターネットでは、「合憲」と明言している憲法学者は日本中探しても数名しかいないとの「調査結果」も出ています。

さらに、6月6日に東京大学構内で開催された「立憲主義の危機 シンポジウム(参加者1400名)」でも京大名誉教授の佐藤幸治氏等の専門家から安倍内閣の進める「安保法案」への批判が続出しました。

もはや廃案しかないという声が急速に広がっていると言えるでしょう。

安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明

安倍晋三内閣は、2015年5月14日、多くの人々の反対の声を押し切って、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」を閣議決定し、15日に国会に提出した。

この二つの法案は、これまで政府が憲法9条の下では違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、米国などの軍隊による様々な場合での武力行使に、自衛隊が地理的限定なく緊密に協力するなど、憲法9条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の体制を根底からくつがえすものである。巷間でこれが「戦争法案」と呼ばれていることには、十分な根拠がある。

私たち憲法研究者は、以下の理由から、現在、国会で審議が進められているこの法案に反対し、そのすみやかな廃案を求めるものである。

1. 法案策定までの手続が立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反すること

昨年7月1日の閣議決定は、「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、国会での審議にもかかわらずに、また国民的議論にも付さずに、一内閣の判断でくつがえしてしまう暴挙であった。日米両政府は、本年4月27日に、現行安保条約の枠組みさえも超える「グローバルな日米同盟」をうたうものへと「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)を改定し、さらに4月29日には、安倍首相が、米国上下両院議員の前での演説の中で、法案の「この夏までの成立」に言及した。こうした一連の政治手法は、国民主権を踏みにじり、「国権の最高機関」たる国会の審議をないがしろにするものであり、憲法に基づく政治、立憲主義の意義をわきまえないものと言わざるを得ない。

2. 法案の内容が憲法9条その他に反すること

以下では、法案における憲法9条違反の疑いがとりわけ強い主要な3点について示す。

(1) 歯止めのない「存立危機事態」における集団的自衛権行使

自衛隊法と武力攻撃事態法の改正は、「存立危機事態」において自衛隊による武力の行使を規定するが、そのなかでの「我が国と密接な関係にある他国」、「存立危機武力攻撃」、この攻撃を「排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使」などの概念は極めて漠然としておりその範囲は不明確である。この点は、従来の「自衛権発動の3要件」と比較すると明白である。法案における「存立危機事態」対処は、歯止めのない集団的自衛権行使につながりかねず、憲法9条に反するものである。

その際の対処措置を、国だけでなく地方公共団体や指定公共機関にも行わせることも重大な問題をはらんでいる。

(2) 地球のどこでも米軍等に対し「後方支援」で一體的に戦争協力

重要影響事態法案における「後方支援活動」と国際平和支援法案における「協力支援活動」は、いずれも他国軍隊に対する自衛隊の支援活動であるが、これらは、活動領域について地理的な限定がなく、「現に戦闘行為が行われている現場」以外のどこでも行われ、従来の周辺事態法やテロ特措法、イラク特措法などでは禁じられていた「弾薬の提供」も可能にするなど、自衛隊が戦闘現場近くで外国の軍隊に緊密に協力して支援活動を行うことが想定されている。これは、もはや「外国の武力行使とは一体化しない」といういわゆる「一体化」論がおよそ成立しないことを意味するものであり、そこでの自衛隊の支援活動は「武力の行使」に該当し憲法9条1項に違反する。このような違憲かつ危険な活動に自衛隊を送り出すことは、政治の責任の放棄のそりを免れない。国際平和支援法案の支援活動は、与党協議の結果、「例外なき国会事前承認」が求められることとなったが、その歯止めとしての実効性は、国会での審議期間の短さなどから大いに疑問である。また、重要影響事態法案は、「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」というきわめてあいまいな要件で国連決議等の有無に関わりなく米軍等への支援活動が可能となることから国際法上違法な武力行使に加担する危険性をはらみ、かつ国会による事後承認も許されるという点で大きな問題がある。

(3) 「武器等防護」で平時から米軍等と「同盟軍」的關係を構築

自衛隊法改正案は、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している」米軍等の武器等防護のために自衛隊に武器の使用を認める規定を盛り込んでいるが、こうした規定は、自衛隊が米軍等と警戒監視活動や軍事演習などで平時から事実上の「同盟軍」的な行動をとることを想定していると言わざるを得ない。このような活動は、周辺諸国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力紛争を誘発しかねず、武力の行使にまでエスカレートする危険をはらむものである。そこでの武器の使用を現場の判断に任せることもまた、政治の責任の放棄と言わざるを得ない。

領域をめぐる紛争や海洋の安全の確保は、本来平和的な外交交渉や警察的活動で対応すべきものである。それこそが、憲法9条の平和主義の志向と合致するものである。

以上のような憲法上多くの問題点をはらむ安保関連法案を、国会はすみやかに廃案にするべきである。政府は、この法案の前提となっている昨年7月1日の閣議決定と、日米ガイドラインをただちに撤回すべきである。そして、憲法に基づく政治を担う国家機関としての最低限の責務として、国会にはこのような重大な問題をはらむ法案の拙速な審議と採決を断じて行わぬよう求める。

2015年6月3日

呼びかけ人(38人)・賛同人(134人):2015年6月3日現在 氏名省略